# 参考資料

## (表-1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型 (例)

区分	
身体的虐待	① 暴力的行為
	【具体的な例】
	・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
	・ぶつかって転ばせる。
	・刃物や器物で外傷を与える。
	・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
	・本人に向けて物を投げつけたりする。 など
	② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に
	扱う行為
	【具体的な例】
	・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を
	招く行為を強要する。
	・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
	・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
	・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲
	み物を飲ませる。 など
	③ 正当な理由のない身体拘束
	【具体的な例】
	・車いすやベッドなどに縛り付ける
	・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
	・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
	7
	・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
	・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11.44 E /+	・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要 【見せせれるで】
	【具体的な例】
	・キス、性器等への接触、性交
	・性的行為を強要する。
	・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理
	やり聞かせる、無理やり話させる)。
	・わいせつな映像や写真をみせる。
	・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したもの
	を他人に見せる。
	・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
	・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着
	のままで放置する。
	・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないため
	の配慮をしない。など
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度
	【具体的な例】
	<ul><li>・怒鳴る、罵る。</li></ul>
	・「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。
	<ul><li>「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態</li></ul>
	度を取る。など
	② 侮辱的な発言、態度
	【具体的な例】
	・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
	・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
	・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
	・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
	・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

- ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】
- 無視する。
- 「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ等を無視する。
- ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など
- ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

#### 【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など
- ⑤ 交換条件の提示

#### 【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。
- ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

#### 【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など
- ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

#### 【具体的な例】

- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

## 放棄·放置

① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

## 【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など
- ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

#### 【具体的な例】

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。
- ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など

# ③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など
- ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

## 【具体的な例】

- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

## 経済的虐待

○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

#### 【具体的な例】

- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- 年金や賃金を管理して渡さない。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・本人の財産を無断で運用する。
- ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。)。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

## ◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型(例)◇

区分	具体的な例
	① 暴力的行為 (※1)
	<ul> <li>・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li> <li>・ぶつかって転ばせる。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。</li> <li>・本人に向けて物を投げつけたりする。</li> <li>など</li> </ul>
i 身体的虐待	② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う 行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪 化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制
ii 介護・世話の 放棄・放任	<ul> <li>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</li> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。</li> <li>・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 など</li> <li>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。</li> <li>・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など</li> <li>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など</li> <li>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。・必要なセンサーの電源を切る。 など</li> <li>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。</li> </ul>

区分	具体的な例
	① 威嚇的な発言、態度
	・怒鳴る、罵る。 ・「ここ (施設・居宅) にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。 など
	② 侮辱的な発言、態度
	<ul> <li>・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。</li> <li>・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。</li> <li>など</li> </ul>
	③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
	<ul><li>「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言</li></ul>
	う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
	<ul><li>・話しかけ、ナースコール等を無視する。</li><li>・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li></ul>
	<ul><li>・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。</li></ul>
iii 心理的虐待	など
	④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
	・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむ つを使う。
	・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事 の全介助をする。
	など
	⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
	・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
	など
	⑥ その他
	<ul><li>・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li><li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。</li></ul>
	・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
	・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
	・ 俗主航
	〇 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。
	・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
	・性的な話しを強要する (無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真を見せる。
	・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したもの
iv 性的虐待	を他人に見せる。
	・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下 着のままで放置する。
	・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないた
	めの配慮をしない。 など
	(よこ

区分	具体的な例
	○ 本人の合意なしに (※2)、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
v 経済的虐待	・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

- (※1) 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。
  - 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。
- (※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。
- 参考: 社団法人 日本社会福祉士会, 市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き, 中 2012, p5-7. を基に作成。

## 3) 身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者 虐待に該当する行為と考えられます。

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体的拘束等は、介護保険施設の運営基準により、サービスの提供に当たっては、例外的に入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています(※1)。

#### (※1) 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定があるサービス種別

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、 家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は 高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

#### 2 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束 すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障 害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまい、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典:厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議,身体拘束ゼロへの手引き,2001, p.6.

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、仮に、高齢者や高齢者の家族が同意したとしても、身体的拘束等は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。身体拘束に該当する行為を判断する上でのポイントは、「高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか」になります。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

身体的拘束等については、運営基準に則って運用することが基本となります。

#### 身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する ミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典:厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議,身体拘束ゼロへの手引き,2001,p.7.

なお、これらの11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

身体的拘束等に対しては、高齢者への身体的拘束等を必要としない状況を目指し、「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件の再検討等を行うとともに、高齢者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。高齢者や家族に対して、身体的拘束等の説明を行い、理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。

当該要件を満たす場合に限り身体的拘束等を行うことができますが、運営基準に基づき、その手続きとして、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存することが必要です。

#### 「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件(全て満たすことが必要)

O 切迫性 : 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性

が著しく高い場合

○ 非代替性:身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

○ 一時性 :身体拘束は一時的なものであること

## ○留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき介護保険施設等のうち、対象事業 (※2) のサービス事業者は、以下の措置を講じなければならないこととされています (平成 30 年度施行)。この措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています。

なお、当該記録があったとしても、以下の措置が行われていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用し、改善計画を提出し、それに基づき改善が図られるまで、その事実が生じた月(行政側が発見した月)の翌月から少なくとも3か月間は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (※3) を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、 その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- (※2)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (※3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活 介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

なお、例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定がある介護保険のサービス種別以外の養介護施設等 については、身体的拘束等は例外なく認められないものであることから、行政機関として適切な対応を行 う必要があります。

## 保育所等における、職員によるこどもに対する虐待

<b>パー オ</b> 東王 五日	休月川寺にわりる、
行為類型	具体例
身体的虐待	・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯
	をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ま
	せる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などによ
	り身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意
	図的にこどもを病気にさせる行為
	・ 打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損
	傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為など
性的虐待	・ 下着のままで放置する
	・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする
	・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為(教唆を
	含む)
	- 100/ ・ 性器を見せる
	・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要
	する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
	・こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
	・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを
	見せるなど
ネグレクト	・こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩し
イノレノト	ているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置
	するなど
	・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など) ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔な
	ままにするなど
	・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する
	・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをと
	らず保育を行う
	・適切な食事を与えない
	・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
	・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる
	身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
	・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置す
	3
	・ その他職務上の義務を著しく怠ること など
心理的虐待	・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
	・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする
	・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
	・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど(例えば、日常的にか
	らかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗
	に責めるなど)
	・こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど(例えば、食べこぼ
	しなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、
	こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど)
	・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
	・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など
L	小川からなに、ハー・コインに、ハー・地域とに、ナマー・など

- ※このほか、こどもの心身に有害な影響を与える行為を含め、虐待等と定義する。
- ※個別の行為等が虐待等であるかどうかの判断は、こどもの状況、保育所等の職員の状況等から総合的に判断する。その際、保育所等に通うこどもの立場に立って判断すべきことに特に留意する必要がある。
- ※上記具体例は、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」等で示す例を参照し、保育所等向けの例を記載したもの。

# 障害者虐待防止の手引き (チェックリスト)

[Ver. 3] 抜粋

平成 24 年 (2012 年) 10 月

社会福祉法人全国社会福祉協議会障害者の虐待防止に関する検討委員会

## 施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

# A:体制整備チェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

## 【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	ロはい
	口いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができている。	口できている
	口できていない
3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	ロはい
	□いいえ
4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると	口できている
ともに、活用している。	口できていない
5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、職員に	口できている
徹底している。	口できていない
6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	ロはい
	口いいえ
7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者(家族)に説明を行	ロはい
い、事前に同意を得ている。	□いいえ
8. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している	口できている
	口できていない
9. 個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。	口できている
	口できていない

## 【職員への意識啓発、研修】

10. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。	ロはい
	□いいえ
11. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研修を実	ロはい
施している。	口いいえ
12. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示してい	ロはい
<b>.</b>	口いいえ
13.「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や日々の	口できている
サービス提供等の状況把握に努めている。	口できていない
14.「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、	口できている
対応等について明確にしている。	口できていない

## 【外部からのチェック】

15. 「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努め	ロはい
ている。	□いいえ
16.「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審して	ロはい
いる。	口いいえ

17. 虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施設の職員等による評価、チェックを受けている。(第三者評価事業の受審を除く)	ロはい ロいいえ
18. 施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関わるチェック等を実施し	ロはい
ている。	□いいえ
19. ボランティアの受入を積極的に行っている。	□できている
	口できていない
20. 実習生の受入を積極的に行っている。	□できている
	口できていない
21. 家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。	□できている
	口できていない

# 【苦情、虐待事案への対応等の体制の整備】

22. 虐待防止に関する責任者を定めている。	ロはい
	□いいえ
23. 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	ロはい
	□いいえ
24. 苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、苦	口できている
情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。	口できていない
25. 苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしている。	口はい
	□いいえ
26. 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えてい	ロはい
<b>.</b>	口いいえ
27. 施設内での虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文章化している。	ロはい
	口いいえ
28. 施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化し	ロはい
ている。	口いいえ

# 【その他】

29. 施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理は	口できている
複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	口できていない
30. 施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。	口できている
	口できていない
31. 施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。	口できている
	口できていない
32. 施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の	口できている
確保に配慮や工夫を行っている。	口できていない
33. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	口できている
	口できていない
34. 希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明を	口できている
行っている。	口できていない
35. 利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じ	口できている
られる準備をしている。	口できていない
36. 虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の場	ロはい
を設けている。	□いいえ

# 【地域における虐待の防止、早期発見・対応】

1. 障害者(児) やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓	ロはい
発を実施している。	□いいえ
2. 家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のあ	口できている
る事案の観察や早期発見に努めている。	口できていない
3. 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者(施設)などの	口できている
事業者間の連携を図っている。	口できていない
4. 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や	口できている
行政機関等との連携・協力(意見交換等も含む)をしている。	□できていない
5. 虐待事案のみならず、福祉サービスの利用等を含め、相談窓口を設置・広	ロはい
報し、地域住民の相談を受けている。	□いいえ
6. 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ(市町村からの依頼	ロはい
があった場合等)を行っている。	□いいえ
7. 虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一	ロはい
般のマニュアル等とは別に作成している。(虐待を受けた障害者・児への支援)	ロいいえ
8. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や	<b>—</b>
行政機関等への連絡(通報)について手順等が具体的に文章化している。	ロはい
	□いいえ
9. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の	□できている
対応を行う努力をしている。	口できていない
10. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所と	口はい
として迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	□いいえ

## 施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

B:虐待防止に関する取り組みの推進・改善シート

1. チェックリストにより、取り組みが進んでいない事項や更に改善する必要のある事項の原因や課題	2.1の解決・改善に向けて必要な対応や工夫、現時点で対応が困難である場合にはその理由
4. 解決・改善状況の評価と更に取り組みを要する課題の整理	3. 解決・改善に向けて必要な対応、工夫の具体的な進め方(計画)、目標とする期間

20

## 施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

# C:職員セルフチェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

≪チェック項目≫	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	口できている
	口できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	口できている
	口できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないよ	口できている
うにしている。	口できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	□できている
	口できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室へ	□できている
の立ち入りなどを行わないようにしている。	口できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	口できている
	口できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	口できている
	口できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行	口できている
わないようにしている。	口できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明	口できている
し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプロ	□できていない
ーチをとっている。	
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類(ケース記録等)について、対応に困難	口できている
が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入し	口できていない
ている。	
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	口はい
	□いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	口はい
	□いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	ロはい
	口いいえ
14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲	ロはい
気である。	口いいえ
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲	口はい
気である。	□いいえ
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわし	ロはい
たことがある。	口いいえ

17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認した	ロはい
こと(注意できなかったこと)がある。	口いいえ
18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	ロはい
	口いいえ
19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	ロはい
	口いいえ
20. 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。	ロはい
	口いいえ

## ◆障害者虐待防止の手引き(Ver.1)の作成にあたって(委員名簿)

# 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 平成 21 年度「障害者の虐待防止に関する検討委員会」委員名簿

敬称略

(平成21年3月)

委員長 平田 厚 明治大学法科大学院 教授・弁護士

委 員 有村 律子 NPO 法人全国精神障害者団体連合会 事務局長

// 仁木 雅子 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 理事社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 理事長

リ 今田 昇 社会福祉法人東京コロニー

" 久木元 司 全国社会福祉施設経営者協議会 障害者施設経営委員会委員

/社会福祉法人常盤会 理事長

ッ 守家 敬子 全国救護施設協議会 調査・研究・研修委員長

/救護施設萬象園 施設長

『
即由葉 寛 全国社会就労センター協議会制度・政策・予算対策委員会筆頭副委員長

/社会福祉法人足利むつみ会 理事長

リ 真下 宗司 全国身体障害者施設協議会 調査・研究委員長

/障害者支援施設誠光荘 施設長

## ◆障害者虐待防止の手引き(Ver. 2)および(Ver. 3)の作成にあたって

本手引き・各チェックリストは、本会が設置した上記「障害者の虐待防止に関する検討委員会」において議論を行い、障害者の虐待防止に関する実践や高齢者・児童分野における取り組みを参考にして、平成 21年3月にとりまとめました。その後、各施設・事業所において活用いただいた上でのご意見・提案等を踏まえ、平田厚弁護士(平成 21年度検討委員会 委員長)の協力のもと一部改定し、平成 23年3月に(Ver. 2)を発行しました。また、平成 24年10月からの障害者虐待防止法の施行に伴い、平田弁護士の協力のもと、同法に対応した内容となるように一部改定し、平成 24年10月に(Ver. 3)を作成しました。

なお、本手引きは、今後の障害者権利条約の批准等の動向を踏まえながら、引き続き適宜改定を行う 予定としています。

監修・執筆(敬称略) 平田 厚 (明治大学法科大学院 教授・弁護士)

## 高齢者虐待防止のセルフチェックリスト

虐待を引き起こしやすい心理状況にうまく対応できれば、虐待を予防できると考えられます。 下記のチェック項目にしたがって、有無にチェックをし、「ある」と答えた時には右の2つの欄を記入してください。

記入後、話し合って、内容を共有すると、対応方法のバリエーションが広がります。また、チームや組織として相互に助け合う方法を協議することも有効です。詳しくは、次のページの「高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方」を参考にしてください。

	チェック項目	有無	どういう状態の時に虐待につながりやすい心理	そのような状態・状況の時、どう対応しています
	(虐待につながりやすい心理状況)		状況になる(なった)と思いますか?	か?(どう対応したら良いと思いますか?)
1	利用者の「尊厳の保持」という意味が良くわ	ある		
	からなくなることがある	ない		
2	利用者が「守られるべき立場」にあると思え	ある		
	ない時がある	ない		
3	利用者に対して丁寧に関われない時がある	ある		
<u> </u>		ない		
4	利用者から拒否的な反応をされ、うまく対応	ある		
4	できない事がある	ない		
E	利用者に対し、「〇〇してあげているのに」と	ある		
J	思い、苛立ちを感じる事がある	ない		
6	利用者に「どうして早くできないの?」と問	ある		
U	いたくなる時がある	ない		
7	利用者が、自分の思う様に行動しない時に苛	ある		
	立ちを感じる事がある	ない		
8	利用者から大声で「呼ばれる」「怒鳴られる」	ある		
0	時に、大声で言い返したくなる事がある	ない		
0	利用者から「叩かれる」「強く掴まれる」時に、	ある		
9	ついやり返したくなる時がある	ない		
10	排泄介助の場面で臭いが我慢できず、対応す	ある		
10	るのが嫌になることがある	ない		
11	利用者の話を最後まで聞けない、言いたい事	ある		
11	や動作を待てないと感じる事がある	ない		
12	利用者から呼ばれているのに、聞こえないふ	ある		
12	りをして反応したくないと感じる事がある	ない		

(公財)東京福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

## 高齢者虐待防止のセルフチェックリストの使い方

ケア・業務に従事する中で、マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じてしまう」 ことそのものが悪いわけではありません。その感情が「生じている」ことに気づき、「しっかり と手当する」「助け合って対応できる環境をつくっていく」ことが大切です。

マイナスと思えるような思い・感情が心の中に「生じている」「ある」と気づいているけれど、「うまく対応できない」ことについて、みんなで振り返り、話し合ってみましょう。

他の人はどのように対応しているでしょうか?一人で対応できない時、どのようにしたら助け合って対応できるでしょうか?

## マイナスな感情の想起に関係していると思われる項目

## 〇職員の心身の状態

体調は?ストレスは?仕事のやりがいはどうでしょうか?

自分で対応する手立てがありますか?助け合うこと、相談できる場所がありますか? 解決のためのキーワードとして、≪感情コントロール≫≪アンガーマネジメント≫≪ ストレスマネジメント≫等があると考えられます。

## 〇利用者のケアの内容

認知症やBPSDへの対応方法がわからなかったり、どのようなケアの方針なのか共有できていなかったりすることから、大変な思いをしていることはありませんか?解決のためのキーワードとして、《認知症ケアのツール(センター方式、ひもときシート、『続初めての認知症介護』のシートの活用等)によるアセスメントの見直し》《認知症ケアのスキルアップ(ユマニチュード等を学ぶ等)》等があると考えられます。

## 〇「場」「時期」

利用者や職員がすべりやすい場所、極端に大変な体勢を余儀なくされるような介護環境等、ハード面での大変さはありませんか?大変さを感じやすい共通の時期、時間帯はありませんか?同じ時期・時間帯、場で、事故やヒヤリハットが多く生じているかもしれません。

解決のためのキーワードとして、≪事故報告やヒヤリハット報告の集計・分析・対応 の見直し≫等があると考えられます。

## 〇相談できる人がいない、気になっても声がかけられない

職員が気軽に声をかけあえるためには、どんな工夫があるとよいと思いますか?悩んでいる職員が相談しやすい場・関係づくりを、組織として起こっていますか?解決のためのキーワードとして、≪メンタルヘルス≫≪OJT≫等があると考えられます。

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント

#### 課題1 組織経営に課題がある 背景・要因 ☑予防のポイント ●組織設立の理念や組織目標が共有されてい □組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている ない □組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している $\Rightarrow$ ●利用者の立場を考えた組織になっていない □職員を支援する仕組みを整備している ●経営責任が果たされていない □苦情を受けつけ対応する体制が整備され周知されてい 課題 2 チームケアが上手くいっていない 背景・要因 ☑予防のポイント ●ケアはチームで行うという意識が薄い □それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めてい ●連携の目的がより良いケアの提供ではな □職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている く、職員の人間関係維持に向いている □話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場に $\Rightarrow$ する □チームケアの目的を確認している □管理職は職員がチームケアの成功体験をできるように する □ヒヤリハットや事故報告を検討、共有して活用してい 課題3 提供するケアに課題がある 背景・要因 ☑予防のポイント ●認知症ケアの専門的知識・技術の習得が十 □認知症の利用者のアセスメント方法や認知症ケアの方 分ではない 法を知っている □一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに合ったケアプ ●ケアの前提となるアセスメントが十分に行 われていない ランを作成している $\Rightarrow$ ●一人ひとりの利用者に合わせたケアが提供 □職員の経験に応じた教育システムができている されていない □ケアに関する相談をしやすい環境、体制ができている ●ケアの質を高める教育が十分でない □他の施設の見学や外部の研修を受ける機会がある □外部研修の伝達が十分になされている 課題4 必要な倫理や守るべき法令が理解されていない 背景・要因 ☑予防のポイント ●人を支援することの意味を考える機会がな □ケアになぜ倫理観が必要か理解している V □何が**高齢者虐待や身体拘束にあたるのか**知っている $\Rightarrow$ ●虐待・身体拘束に関する意識・知識が不足 □虐待防止や身体拘束廃止の具体的な方法を知っている □虐待防止や身体拘束廃止について話し合う仕組みがあ している 課題 5 組織のあり方を変えにくい雰囲気 背景・要因 ☑予防のポイント ●組織として負担や**ストレスを軽減する取組** □管理職が職員一人ひとりの業務内容を把握している みをしていない □管理職が職員の負担やストレスに気づき、適切な環境 ●現状を良しとして、組織を変えていくこと を整備している に抵抗がある □職員の意見を聞く機会を組織として設定している □利用者、家族、外部の人(実習生やボランティア、第 三者評価) の意見を聞く機会がある □経営層が組織のあり方を常に見直している

出典:「養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント(公益財団法人 東京都福祉保健財団, 『その人らしさ』を大切にしたケアを目指して,2016,p.9-10)。」より作成

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ

キーワード	取組内容
理念の共有	<ul><li>・ 法人理念がわかる教材(映像等)を作成し、新入職員研修等で活用しています</li><li>・ 日頃の会議で法人の理念を伝える機会があります</li><li>・ 経営層が業務に関わることで、理念を伝える機会があります</li><li>・ 職員の個人目標を考える時に、法人理念と照らし合わせています</li></ul>
個別ケア・認知症ケア	<ul> <li>・ 入居前の暮らしの様子、長年なじんだ習慣や好みを確認しています</li> <li>・ 認知症の人の「その人らしさ」を知るツール(センター方式、ひもときシートなど)を活用しています</li> <li>・ 定例の会議でミニ事例検討をしています</li> <li>・ 利用者の状況が変化した時に臨時で会議をしています</li> <li>・ 職員が持ち回りで講師になる認知症ケアの勉強会を行っています</li> </ul>
権利擁護意識の確立	<ul> <li>「虐待の芽チェックリスト」や「虐待予防セルフチェックリスト」を年に何回か行っています</li> <li>組織の管理者や委員会が中心になって、「虐待の芽チェックリスト」の結果を集計して、比較可能な形(数値化・グラフ化・内容やフロア別の傾向等)にまとめて、話し合い、改善をしています</li> <li>「虐待の芽」の状態に気付いた時に、職員間で声をかけ合い、助け合える関係を構築しています</li> <li>・身体拘束が利用者・家族や職員に与える悪影響を確認しています</li> <li>・一人ひとりのモラルを高めるような研修を実施しています</li> </ul>
職場内訓練(OJT)	<ul> <li>新入職員を教育する担当制の指導者を配置(アドバイザー/プリセプター制)し、指導者向けの研修も実施しています</li> <li>新入職員に応じた指導ができるよう、アドバイザー・プリセプターに対しての研修を実施しています</li> <li>よりよいケアを提供できるように、ケアのチェックリスト(「介護職員技術チェックリスト」・「業務チェックリスト」など)を作成して、職員が自分のスキルを自ら点検できるようにしています。結果を上司と話し合って共有しています</li> <li>上司は、1日の半分はケアの現場に入って、実際にケアをやって見せています</li> <li>利用者やチームの状況等に応じた研修のテーマを設定しています</li> </ul>
職場外訓練 (OFF-JT)	<ul> <li>・ 勤務形態にかかわらず全ての職員が研修に参加できるようにしています</li> <li>・ 職員の希望や状況に応じて受講する研修を選べるようにしています</li> <li>・ 定例会議で、外部研修の伝達をする時間(15分から30分)を設けています</li> </ul>
リスク管理	<ul> <li>・ ヒヤリハットや事故報告を書きやすい書式にしています</li> <li>・ 提出されたヒヤリハットや事故報告を、すぐに共有できる手順やマニュアルを決め、再発防止に努めています</li> <li>・ なぜヒヤリハットや事故が起きたのか、話し合うことで今まで気づけなかったリスクに気づけるようにしています</li> <li>・ 感染症対策のマニュアルを作成し、みんなが同じケアができるようにしています</li> </ul>
開かれた組織運営	・ 利用者や家族向けのアンケートや交流会の声を、ケアや組織の事業計画に反映しています ・ 福祉サービス第三者評価の結果を活かして運営しています ・ コミュニティスペースとして、施設の一部を地域住民に開放しています ・ ボランティアや実習生が、自分の施設のケアをどのように感じたかを把握して活かしています ・ 虐待防止委員会に、家族や地域住民に委員として出席してもらっています
ストレス・負担感の軽減	・ ケアの中での困りごとやストレスを話し合える場をつくり、対応方法を共有しています ・ 職員が困ったり、苛立ったりしている時には、声をかけ合い、ケアの方法を話し合います。時には、交代することもあります ・ シフトごとの人数や交代時間を見直し、夜勤に負担がかかり過ぎないようにしています ・ 人事考課に関係しない面接を行い、職員の働きやすさの確保に努めています

出典:養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ(公益財団法人 東京都福祉 保健財団,平成27年度 高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業『高齢者虐待防止事例分析検討 委員会報告書』,2016)。」